

## II 現状と課題

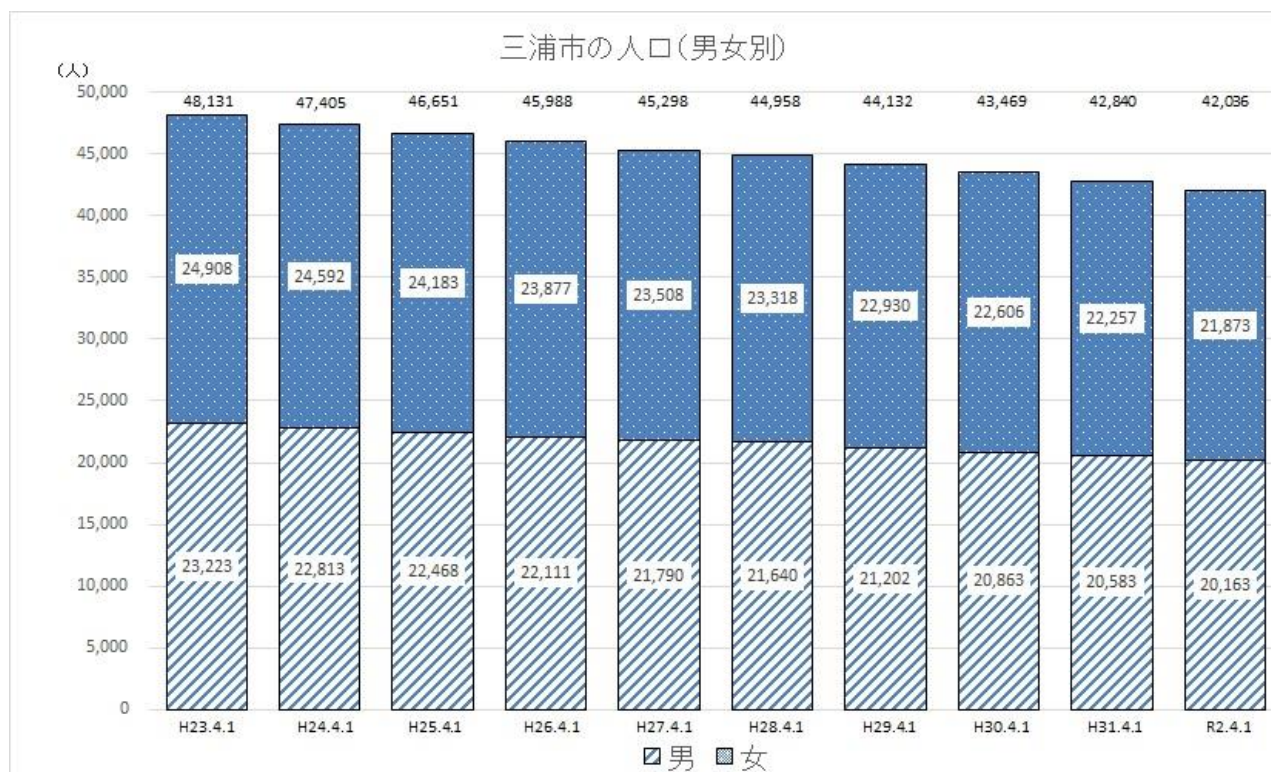
本プランでは、国・県の基本計画に掲げる基本的な取り組み方針を踏襲した骨格を中心に据えて、解決すべき問題を「現状と課題」として浮き彫りにすることを試みました。その対象を「地域の声」・「現状の積み残し」・「国際情勢・法律・社会変化」とし以下に記述するとおり、解決すべき課題としていくこととしました。

### 1 三浦市の人口動向

三浦市の人口は、令和2年4月1日現在、42,036人となっています。男女比では、女性が男性を上回っています【図表1】。

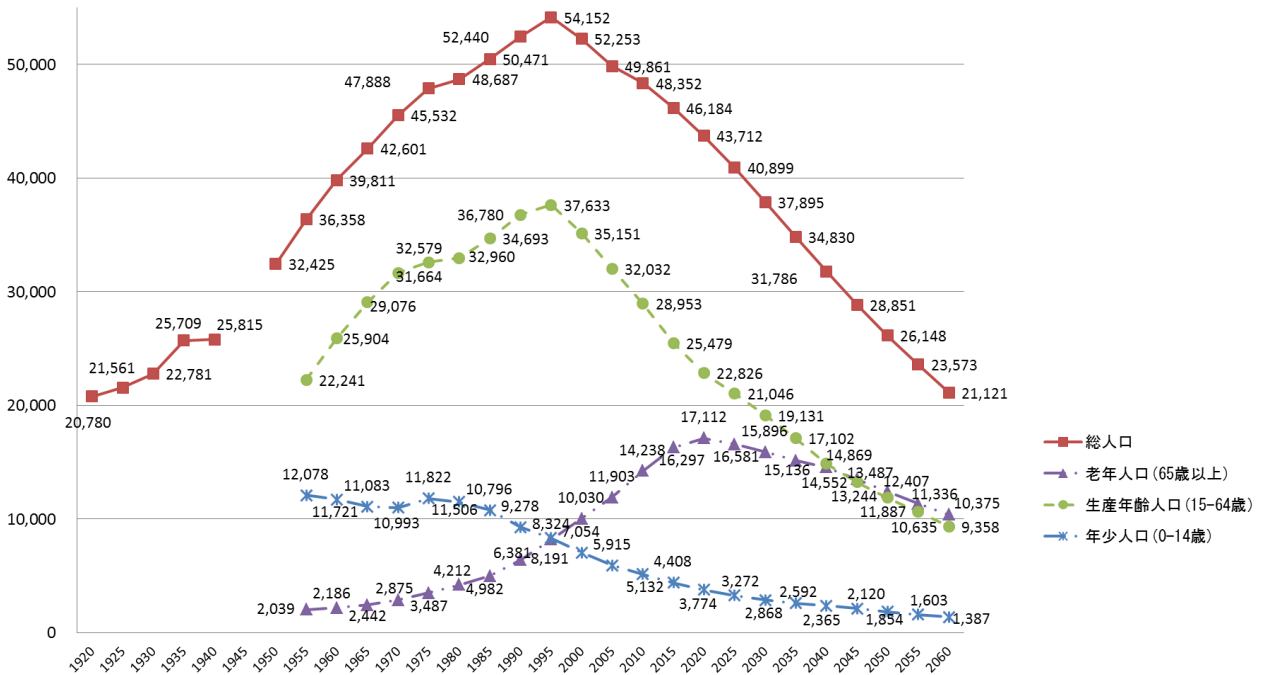
また、三浦市の人口は、平成6年をピークに減少傾向にあり、今後も減少していくことが見込まれています。年齢3区分別人口割合は、0～14歳人口(年少人口)及び15～64歳人口(生産年齢人口)は減少傾向にありますが、65歳以上人口(老年人口)は増加しており、総人口の減少と高齢化が加速しています【図表2】。超高齢社会が到来する中、人口減少及び人口構成の変化は、経済、医療・介護、地域社会に大きな影響を与えるおそれがあります。

【図表1 三浦市の男女別人口の推移】



資料：三浦市統計情報課資料

【図表2 三浦市の総人口及び年齢別（3区分）人口の推移と推計】



資料：三浦市人口ビジョン 三浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略

## 2 市民アンケート・地域の声

### (1) 調査の目的

市民の男女共同参画に関する意識を把握し、男女共同参画社会の実現に向け課題を抽出し、男女共同参画行政施策のための参考資料と次期「第3次みうら男女共同参画プラン」の策定基礎資料とするため、市民アンケート調査を実施しました。

### (2) 調査の実施方法

調査地域	市内全域
調査対象	市内在住の満20歳以上60歳未満の各世代男女200人ずつ及び満60歳以上の男女200人、計1,000人
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送による調査（郵送配布・郵送回収）
調査期間	令和元年10月29日～11月29日
回収率	30.9%

### (3) 調査結果

調査の結果、男女共同参画プランの存在自体が市民の皆さまに浸透していないことが分かりました。また、性別役割分担意識（男は仕事、女は家庭）という考えを尋ねた設問について、前回のプラン改定時に実施したアンケートでは、「もっともだと思う」「どちらともいえない」「そうは思わない」の回答のうち、「そうは思わない」という回答が47%だったところ、今回のアンケートでは、「賛成」「反対」の回答のうち、「反対」の回答が79%でした。一方、前回のプラン改定時に実施したアンケートにおいて、男女の地位を全体的に見て尋ねた設問について男性優位の回答が55%だったところ、今回のアン

ケートでは64%と割合が上がっていることが分かりました。男女共同参画の言葉や意識は浸透してきていますが、実態は後退していることが分かりました。

ア 「男女共同参画（社会）」という言葉を知っていますか。  
 知っている 58% 知らない 42%

イ 「みうら男女共同参画プラン」の認知度  
 知っている 7% 知らない 93%

ウ 各分野における男女の地位・立場について

	男性優位 1	どちらかといえば 2	女性優位 3	わからない 4
1 家庭で	36%	44%	16%	4%
2 職場で	51%	35%	6%	8%
3 学校で	14%	49%	4%	33%
4 地域で	37%	33%	6%	24%
5 町内会・自治会活動で	36%	30%	7%	26%
6 社会通念、風潮で	66%	20%	4%	10%
7 法律制度上で	47%	30%	7%	16%
8 全体的にみて	63%	20%	3%	14%

エ 性別役割分担意識（男は仕事、女は家庭）という考え  
 賛成 21% 反対 79%

オ 女性の働き方についての考え

1 ずっと働く（勤務条件等を変えない）※	13%
2 ずっと働く（結婚や子育てを機に短時間勤務や勤務日を減らす）※	33%
3 結婚までは働き、結婚を機に仕事を辞める	6%
4 子どもができるまで働き、出産を機に仕事を辞める	7%
5 子育ての時期に一時仕事を辞め、その後は働く	36%
6 ずっと職業を持たず、家事に専念する	2%
7 その他	3%

### 3 行政周辺課題の現状の積み残し

(1) 「みうら男女共同参画プラン（改訂版）」の実施事業取組状況調査

ア 調査の目的

「みうら男女共同参画プラン（改訂版）」の取組状況を把握し、次期計画への反映等

を検討していくため、実施計画に基づく関連事業の平成 30 年度の取組状況について調査を実施しました。

#### イ 調査の実施方法

調査対象 「みうら男女共同参画プラン（改訂版）」実施計画事業対象課：29 課  
（実施計画数：67（対象事業数：157））

調査方法 庁内グループウェアにて調査票提出

調査期間 令和元年 8 月 6 日～8 月 23 日

#### ウ 調査結果

- ・対象事業 157 件中、「実施していない」もしくは「対象事業が無い」と回答した事業は 70 件
- ・次期計画への掲載への意見については、実施計画に複数の対象事業が関連する場合において、回答が複数に渡った場合は「修正」として集計  
→ 継続して掲載：26 件、修正して掲載：34 件、削除：4 件、回答無し：3 件

#### エ 調査結果より

全 67 実施計画に関して、各施策を実施する各担当課の考えは概ね現実実施計画を次期計画へ継続させても良いのではという意向であることが分かりました。また、対象 157 事業の 44%にあたる 70 事業が実施されていない状況でした。各担当が事業を企画立案する過程で「男女共同参画プラン」の目的達成意識を持って取り組ませる具体的な記述や、他の事業・施策との関係の整理が課題として認識されました。

### (2) 第 3 次みうら男女共同参画プランの策定に係る施策調査

#### ア 調査の目的

第 3 次みうら男女共同参画プランについて、神奈川県が策定した「かながわ男女共同参画推進プラン（第 4 次）」の骨格をベースに策定するにあたり、各課の担当する事業のうち男女共同参画社会推進に資する事業等を把握するため、調査を実施しました。

#### イ 調査の実施方法

調査対象 全課

調査方法 庁内グループウェアにて調査票提出

調査期間 令和 2 年 6 月 1 日～6 月 30 日

#### ウ 調査結果より

既存の施策はほとんど無く、男女共同参画社会実現の目的達成意識を持って新たに施策を立案実行する方向性が無い状況でした。男女共同参画について、当事者意識をもって課題を解決するための施策立案能力を有する職員の育成が課題として認識されました。

## 4 国際情勢・法律・社会変化→外的要因

### (1) 国際情勢の動き

平成 27 年に国連で決定された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に含まれる「持続可能な開発目標（SDGs）」は国際社会全体の開発目標であり、令和 12 年を期限とする 17 の目標が設定されました。この 17 の目標のうち「目標 5 ジェンダー（社会的・文化的につくられる性別）の平等を実現しよう」は、世界人口の半数を占める女性と

女兒がジェンダー差別なく社会に参加することができれば、多くの国や途上国が抱える経済成長、貧困や教育といったさまざまな課題を解決することができるため、重要な目標とされています。この目標5では、ターゲットの中にも「女性」という言葉が多いですが、世界が抱えているジェンダー課題は「女性」であるとか「男性」であるといった身体的な性別の差別に関するものだけではありません。「女性」の問題だけではないジェンダー平等については、LGBTQ（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、クエスチョニング（性的指向や性自認が未確定の人））の英語の頭文字からとった性的多様性の総称）も含めた多様性の視点も重要となります。

一方、毎年、世界経済フォーラムが発表する、社会全体の男女格差を示す「ジェンダー・ギャップ指数 2020」において、日本の順位は、153 カ国中 121 位と過去最低の水準となりました。その中身を見ると、依然、政治（153 カ国中 144 位）や経済（同 115 位）の分野における順位の低さが目立っており、国際的に後れを取っている状況が明らかになっています。

## （2） 国・県等の動き

国においては、平成 11 年に男女共同参画社会基本法が制定され、社会のあらゆる分野において施策や法整備が行われてきました。

### ア 政治分野における男女共同参画の推進

日本では、海外に比べて議会に参加する女性が際立って少ない状況です。しかし、政治における方針決定過程において、女性の意志が広く公平に反映されていくことは、多様な国民の声を政治に反映させる上で、とても重要となります。そのため、平成 30 年に国や地方議会の選挙において、候補者の数ができる限り均等となること等を基本原則とした「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。

### イ 女性の活躍推進

平成 27 年に、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るため「女性活躍推進法」が施行され、常時雇用する労働者が 301 人以上の事業所においては、女性の活躍の推進に関する行動計画の策定等が義務付けられました。さらに、平成 31 年の改正により常時雇用する労働者数が 101 人以上の企業まで、一般事業主行動計画の策定等の義務化が拡大されました。

また、首相と全閣僚を構成員とする「すべての女性が輝く社会づくり本部」では、毎年「女性活躍加速のための重点方針」を決定しており、令和 2 年の方針では、新型コロナウイルス感染症拡大による女性への深刻な影響及び女性活躍の新たな可能性への対応として、雇用調整助成金の拡充やひとり親家庭への支援、テレワーク等の多様な働き方の推進、また DV の増加・深刻化が懸念されることから相談体制の強化等の対策を講じるとしています。

### ウ 配偶者に対する暴力の根絶

平成 13 年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV 防止法)」が施行され、配偶者からの暴力に係る相談、保護、自立支援等の体制が整備されました。

さらに令和元年には、児童虐待防止対策及び配偶者等からの暴力の被害者保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされる DV の被害者の保護が適切に行われるように、相互に連携・協力すべき機関として児童相談所が法文上明確化されるとともに、その保護の対象である「被害者」にその同伴する家族も含まれることが明確

化されました。

#### エ 災害時における女性の視点

近年、東日本大震災をはじめとする多くの自然災害等が発生する中、これまでの災害対応においては、さまざまな意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違い等が配慮されないといった課題が生じていました。こうした観点から、令和2年に、国の「防災基本計画」「男女共同参画基本計画」「避難所運営ガイドライン」等において、防災に関する施策・方針決定過程と防災の現場における女性の参画の拡大や、指定避難所の運営における女性の参画の推進等が定められているところを踏まえ、地方公共団体の男女共同参画部局及び防災・危機管理担当部局がより密接に連携し、これらの取組みを進めることができるよう、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が策定されました。

#### オ 【国】「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月閣議決定）

「男女共同参画基本計画」は、男女共同参画社会基本法第13条に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定される法定の計画です。令和2年現在、「第5次男女共同参画基本計画」の策定が進められ、12月に閣議決定されました。その中で、基本的な方針として目指すべき社会が次のとおり示されています。

- ① 男女が自らの意志に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組みを行い、国際社会と強調する社会

「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月閣議決定）

[https://www.gender.go.jp/about\\_danjo/basic\\_plans/5th/index.html](https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th/index.html)

#### カ 【県】「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」（平成30年3月）

男女共同参画社会基本法第14条に基づく法定の計画です。国の男女共同参画基本計画を勘案し、神奈川県における男女共同参画社会の形成を促進する施策についての基本的な計画です。基本目標を、人生のさまざまな場面で、誰もが性別にかかわらず、共に生き、共に参画し、活躍できる社会を目指し、「ともに生きる社会、ともに参画する社会へ」とし、基本理念が次のとおり示されています。

- ①人権の尊重
- ②あらゆる分野への参画
- ③ワーク・ライフ・バランスの実現
- ④固定的性別役割分担意識の解消

「かながわ男女共同参画推進プラン(第4次)」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/fz3/4plan.html>

じゃあ課題を解決するためには？  
市民ひとりひとりが意識を変えて  
行動しなくては変わらないよ  
だからプランがいるんだ！

プランは誰のため？



誰が読んで行動するのか？



市職員



プランは誰のため？



誰が読んで行動するのか？



市民ひとりひとり



# プランが生きるシーン



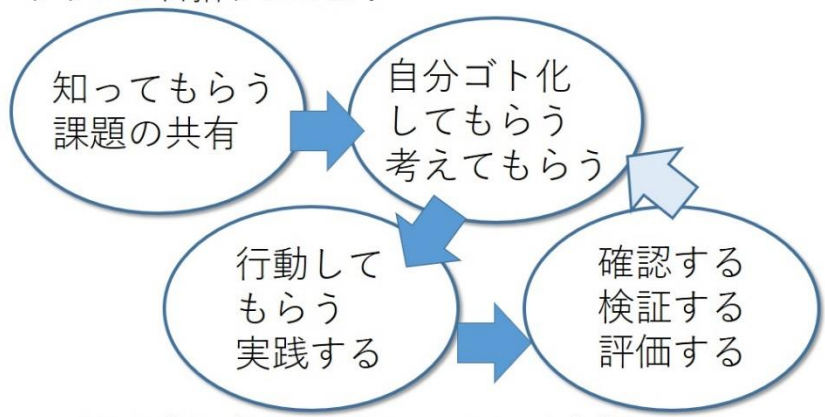
プランを読んで市民は  
どうする？

自分の中で腑に落とす  
(自分ゴト化する)

意識を変えて行動する



プランが目指すことは？



課題を自分ゴト化し行動するサイクルを定着させる！





わかってきたこと

三浦市民はアンケートから  
プランのことをよく知らない

プランを知らない

||  
進む先がわからない！

行動に移したり意識を変えて  
いく機会を逸している



わかってきたこと

市職員は施策調査からプランの  
ことを意識していない

プランを意識していない

||  
施策を作れない

||  
市民に進む先を導けない

行動に移したり意識を変えて  
いく職員を育てなくては！



市民や市職員がプランを  
知って行動に移すためには？

||

なぜ、男女共同参画プランが  
必要なのかをわかりやすく  
伝えることが大事だ

---



なぜ、男女共同参画にプラン  
が必要なのか？

||

それは  
「性別による暮らしにくさを  
改善していくため」

---

## 懇談会構成員のコラム 「法事」 吉中 季子

冠婚葬祭は、今でも家制度の考え方や習慣が強く残っています。文化的な伝統として受け継がれるのはよいことですが、そこに集まる人たちの場面では、今でも不思議なことが多く見られます。

例えば、法事が終わってからの食事の場面。女性たち多くは、じっと座っていると居心地が悪いかのように、台所や奥のほうに集まり、お茶や食事の用意をしたりします。

一方、一部の男性たちはあたり前のように食事の席にいて、ときおり、足りないものを頼んだりします。用事があれば、自分で取りに行けばいいのでは…、みんな席についてお話しすればいいのでは…、なんてことは一切言いたしません。どっちが悪いということではなく、世代も慣習も価値観も異なること、ほとんどが縁戚関係であること、さらに仏事という「先祖」の前であることなどで、なんとなく周囲の雰囲気にあわせて動くことが求められています。

この「なんとなく」が非常に厄介で、閉じ込められた慣習が知らない間に再生産されていくようです。

## 懇談会構成員のコラム 水上 美弥子

男女共同参画プランは、私にとってとても難しい問題でした。会議に出席していてもなかなか理解ができないことがいっぱいでした。今まで生きてきて女性だから嫌なことがあったり、仕事をしてきた時もそういう経験もありませんでした。なんの疑問も持たず生きてきました。会議に参加しなければ、いろんなことがわかりませんでした。少しずつ世の中の考えが変わってきているんだなぁという実感です。娘夫婦を見てつくづくそう思います。子育てから考えが変わってきているのです。でもそれでいいのかもしれませんがね。男女共同参画を考えるなら、何から始めるか、私の考えを少しずつ変えることから始めたいと思います。助け合って生きていかなければ世の中うまくいきません。

男女共同参画プランには役に立ちませんが、私自身会議に参加して良かったと思っています。